

## 第5章 地域再生推進法人について

### 5-1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第1項）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第2項）。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第3項及び第4項）。

### 5-2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

### 5-3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条に定める「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（ ）書きは根拠法令。

- ・ 一般社団法人・財団法人（一般社団・財団法人法）
- ・ 公益社団法人・公益財団法人（公益法人認定法）
- ・ 特例民法法人（民法）
- ・ 学校法人・準学校法人（私立学校法）
- ・ 国立大学法人（国立大学法人法）
- ・ 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- ・ 社会福祉法人（社会福祉法）
- ・ 医療法人（医療法）
- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- ・ 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- ・ 商工会（商工会法）
- ・ 商工会議所（商工会議所法）
- ・ 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。

## 〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面
- (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

### (指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

### (名称等の変更)

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 地域再生推進法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 〇〇市長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

事務所の所在地

印

地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

## 記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条関係）

地域再生推進法人指定書

〇〇市第〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

法人の住所  
法人の名称

様

〇〇市長

印

〇〇年〇〇月〇〇日付の申請については、審査の結果適正であるので、地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人として指定します。

- 1 指定番号：
- 2 法人の名称：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所の所在地：
- 5 業務：

様式第3号（第4条関係）

名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

地域再生推進法人の住所  
 地域再生推進法人の名称  
 代表者氏名

印

地域再生法第19条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市第〇〇号	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

業務変更報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

地域再生推進法人の住所  
 地域再生推進法人の名称  
 代表者氏名

印

〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け  
 出ます。

指定年月日・指定番号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市第〇〇号	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		